国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

〇検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)(抄)(第四条関係)

(ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

							[削る]				[削る]	者を除く。)をもつて充てる。	き、一級の検事(年齢が六十三年に達した	第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置	修正後
を超えない範囲内で期限を定め、引き続き三年に達した日の翌日から起算して一年あると認めるときは、当該核事か年齢プナ	から (思り) (でませ、) 有核食事が 目命でしいて単に「準則」という。) で定める事由が	て法務大臣が定める準則(以下この条におしい支障が生ずると認められる事由とし	の職に補することにより公務の運営に著	上の特別の事情を勘案して、当該検事を他	める検事について、当該検事の職務の遂行	年齢が六十三年に達した検事正の職を占	③ 法務大臣は、前項の規定にかかわらず、	ものとする。	三年に達した日の翌日に他の職に補する	年齢六十三年に達したときは、年齢が六十	② 法務大臣は、検事正の職を占める検事が		き、一級の検事をもつて充てる。	第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置	修正前
							〔新設〕				〔新設〕		き、一級の検事を以てこれに充てる。	第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置	現

[削る]

金、法務大豆は、前頃の期限又はこの頃の規定事務をさせることができる。した日において占めていた職を占めたまり該検事に、当該検事が年齢六十三年に達当該検事に、当該検事が年齢六十三年に達り

(4) 法務大臣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるときは、準則で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超れらの期限の翌日から起算して一年を超ったがある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の期限又はこの項の規密日から当該定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の期限又はこの項の規密日から当該定年に達する日までの範囲内に定する。

の職を占めたまま勤務をさせる期限の設⑤ 法務大臣は、前二項の規定により検事正

[削る]

限の翌日に他の職に補するものとする。た

定又は延長をした検事については、

当該期

だし、第二十二条第三項の規定により読み

年法律第百二十号)第八十一条の七第一項

替えて適用する国家公務員法(昭和二十二

において占めていた職を占めたまま引きの規定により当該検事を定年に達した日

〔新設〕

〔新設〕

[削る]	者を除く。)をもつて充てる。 人を置き、検事(年齢が六十三年に達した	事の属する各区検察庁に上席検察官各一	第十条 二人以上の検事又は検事及び副検	(略)		[削る]									[削る]		
席検察官について準用する。 ② 前条第二項から第七項までの規定は、上	した 人を置き、検事 をもつて 充てる。	日 一 事の属する各区検察庁に上席検察官各一	 	⑧ [略]	事を検事正の職に補することができない。	⑦ 法務大臣は、年齢が六十三年に達した検	し必要な事項は、準則で定める。	ま勤務をさせる期限の設定及び延長に関	した日において占めていた職を占めたま	び第四項の規定による年齢六十三年に達	ることに関し必要な事項並びに第三項及	基準に関する事項その他の他の職に補す	補するに当たつて法務大臣が遵守すべき	か、第二項及び前項の規定により他の職に	⑥ 第二項から前項までに定めるもののほ	りでない。	続き勤務させることとした場合は、この限
	人を置き、検事を以てこれに充てる。	事の属する各区検察庁に上席検察官各一	第十条 二人以上の検事又は検事及び副検	② [略]		新設」											

② [略]	③ [略]	② [略]
	は 検). L
項、第八条又は 第九条第二項 に規定する事その指揮監督する検察官に、第七条第一	項、第八条又は 第九条第八項 に規定する事その指揮監督する検察官に、第七条第一	項、第八条又は第九条第二項に規定する事その指揮監督する検察官に、第七条第一
務の一部を取り扱わせることができる。	務の一部を取り扱わせることができる。	務の一部を取り扱わせることができる。
第二十条 〔略〕	第二十条 〔略〕	第二十条 〔略〕
第二十条の二 検察官については、国家公務	第二十条の二 検察官については、国家公務	〔新設〕
十条の二の規定は、適用しない。 員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六	員法第六十条の二の規定は、適用しない。	
第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達	第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達	第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に
した時に退官する。	した時に退官する。	達した時に、その他の検察官は年齢が六十
		三年に達した時に退官する。
[削る]	② 検事総長、次長検事又は検事長に対する	〔新設〕
	国家公務員法第八十一条の七の規定の適	
	用については、同条第一項中「に係る定年	
	退職日」とあるのは「が定年に達した日」	
	と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当	

書中「第八十一条の五第一項から第四項ま 定める場合に限るものとする」と、 引き続き勤務させることについて内閣の 事長の官及び職を占める職員については、 官及び職を占めたまま勤務をさせる期限 るのは「検察庁法第二十二条第五項又は第 算して三年を超えることができない」とあ 督職に係る異動期間の末日の翌日から起 職日まで当該異動期間を延長した場合で に達した日において当該次長検事又は検 の設定又は延長をした職員であつて、 六項の規定により次長検事又は検事長の 当該期限は、当該職員が占めている管理監 人事院の承認を得たときに限るものとし、 あつて、 督職を占めている職員については、 職員であつて、 での規定により異動期間(これらの規定に 該職員が定年に達した日」と、 一項又は第二項の規定により当該定年退 より延長された期間を含む。)を延長した 引き続き勤務させることについて 定年退職日において管理監 同項ただし 同項第 同条第 定年

[削る]

3

り異動期間(これらの規定により延長され

条の五第一項から第四項までの規定によ

達した日」と、

同項ただし書中「第八十

退職日」とあるのは「を当該職員が定年に

同条第一項中「に係る定年退職日」とある

第八十一条の七の規定の適用については、

のは「が定年に達した日」と、「を当該定年

定は、 規定する職員にあつては、年齢が六十三年 のは「が定年に達した日(同項ただし書に 理監督職に係る異動期間の末日)」とある るところにより」と、 項の」とあるのは「前項本文の」と、「前項 に達した日)」とし、 職員にあつては、 係る定年退職日(同項ただし書に規定する 院の承認を得て」とあるのは「内閣の定め 各号」とあるのは「前項第一号」と、「人事 あるのは「内閣が」と、 一号及び同条第三項中「人事院規則で」と 適用しない。 当該職員が占めている管 同条第一項第二号の規 同項ただし書中「に 同条第二項中「前

検事又は副検事に対する国家公務員法 〔新設〕

同項第一号及び同条第三項中「人事院規 は る期限の設定又は延長をした職員であつ る場合を含む。)の規定により検事正又は 規定を同法第十条第二項において準用す 察庁法第九条第三項又は第四項(これらの 異動期間の末日の翌日から起算して三年 異動期間を延長した場合であつて、 項の規定により当該定年退職日まで当該 いる職員については、同条第一項又は第二 定年退職日において管理監督職を占めて う。)で定める場合に限るものとする」と: 大臣が定める準則(以下単に「準則」とい は上席検察官の職を占める職員について て、 上席検察官の職を占めたまま勤務をさせ を超えることができない」とあるのは「検 当該職員が占めている管理監督職に係る を得たときに限るものとし、当該期限は、 き勤務させることについて人事院の承認 た期間を含む。)を延長した職員であつて、 定年に達した日において当該検事正又 引き続き勤務させることについて法務 引き続

	長検事又は検事長を検事に任命すること	
	の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次	
	について、当該次長検事又は検事長の職務	
	が六十三年に達した次長検事又は検事長	
〔新設〕	⑤ 内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢	[削る]
	とする。	る。
	に達した日の翌日に検事に任命するもの	日の翌日に、検事に任命されるものとす
	六十三年に達したときは、年齢が六十三年	に達したときは、年齢が六十三年に達した
〔新設〕	④ 法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢	② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年
	号の規定は、適用しない。	
	十三年に達した日)」とし、同条第一項第二	
	し書に規定する職員にあつては、年齢が六	
	とあるのは「が定年に達した日(同項ただ	
	いる管理監督職に係る異動期間の末日)」	
	定する職員にあつては、当該職員が占めて	
	中「に係る定年退職日(同項ただし書に規	
	で定めるところにより」と、同項ただし書	
	「人事院の承認を得て」とあるのは「準則	
	「前項各号」とあるのは「前項第一号」と、	
	「前項の」とあるのは「前項本文の」と、	
	則」とあるのは「準則」と、同条第二項中	

7

法務大臣は、

前二項の規定により次長検

[削る]

⑥ 内閣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるとで、前項の事由が引き続きあると認めるとい範囲内(その範囲内に定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長ある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長

〔新設〕

及び職を占めたまま勤務をさせることが

十三年に達した日において占めていた官

事長に、

当該次長検事又は検事長が年齢六

期限を定め、

引き続き当該次長検事又は検

日から起算して一年を超えない範囲内で

は検事長が年齢六十三年に達した日の翌

由があると認めるときは、当該次長検事又

と認められる事由として内閣が定める事

により公務の運営に著しい支障が生ずる

③ 検察官については、国家公務員法第八十

8

一条の七の規定は、適用しない。

事又は検事長の官及び職を占めたまま勤事又は検事長の官及び職を占めたまま勤事又は検事長については、当該期限の 長検事又は検事長については、当該期限の 場定により当該次長検事又は検事長を定 年に達した日において占めていた官及び 年に達した日において占めていた官及び 年に達した日において占めていた官及び 年に達した日において占めていた官及び 年に達した日において占めていた官及び

し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。 事項その他の検事に任命することに関し 事項その他の検事に任命することに関し の規定による年齢六十三年に達した日 らの規定による年齢六十三年に達した日 において占めていた官及び職を占めたま において占めていた官及び職を占めたま において占めていた官及び職を占めたま において占めていた官及び職を占めたま

〔新設〕

[削る]	[削る]	第二十九条及び第三十条
附則	削	附則
第四条 法務大臣は、当分の間、検察官(検	第四条 法務大臣は、当分の間、検察官(検	〔新設〕
事総長を除く。)が年齢六十三年に達する	事総長を除く。)が年齢六十三年に達する	
日の属する年度の前年度(当該前年度に検	日の属する年度の前年度(当該前年度に検	
察官でなかつた者その他の当該前年度に	察官でなかつた者その他の当該前年度に	
おいてこの条の規定による情報の提供及	おいてこの条の規定による情報の提供及	
び意思の確認を行うことができない検察	び意思の確認を行うことができない検察	
官として法務大臣が定める準則で定める	官として法務大臣が定める準則で定める	
検察官にあつては、当該準則で定める期	検察官にあつては、当該準則で定める期	
間)において、当該検察官に対し、法務大	間)において、当該検察官に対し、法務大	
臣が定める準則に従つて、国家公務員法等	臣が定める準則に従つて、国家公務員法等	
の一部を改正する法律(令和二年法律第	の一部を改正する法律(令和二年法律第	
号)による定年の引上げに伴う当分の	号)による定年の引上げに伴う当分の	
間の措置として講じられる検察官の俸給	間の措置として講じられる検察官の俸給	
等に関する法律(昭和二十三年法律第七十	等に関する法律(昭和二十三年法律第七十	
六号)附則第五条及び第六条第一項の規定	六号)附則第五条及び第六条第一項の規定	
による年齢六十三年に達した日の翌日以	による年齢六十三年に達した日の翌日以	
後の当該検察官の俸給月額を引き下げる	後の当該検察官の俸給月額を引き下げる	
給与に関する特例措置及び国家公務員退	給与に関する特例措置及び国家公務員退	

削除

た 日 う努めるものとする。 当該退職をした日に定年により退職をし 号)附則第十二項から第十五項までの規定 職手当法 日以後における勤務の意思を確認するよ を提供するものとするとともに、 に関する措置の内容その他の必要な情報 以後に適用される任用、給与及び退職手当 の当該検察官が年齢六十三年に達する日 とする退職手当に関する特例措置その他 たものと仮定した場合における額と同額 おける退職手当の基本額を当該検察官が に非違によることなく退職をした場合に による当該検察官が年齢六十三年に達し から定年に達する日 (昭和二十八年法律第百八十二 0) 前日までの間 同日の翌

号) 職手当法 努めるものとする。 提供するものとするとともに、 関する措置の内容その他 た日 以後における勤務の 後に適用される任用、 当該検察官が年齢六十三年に達する日以 する退職手当に関する特例措置その他の ものと仮定した場合における額と同額と 当該退職をした日に国家公務員法第八十 おける退職手当の基本額を当該検察官が による当該検察官が年齢六十三年に達し に非違によることなく退職をした場合に 一条の六第一 附則第十二項から第十五項までの規定 から定年に達する日の (昭 項の規定により退職をした 和二十八年法律第百八十二 意思を確認するよう 給与及び退職手当に の必要な情報を 前日までの間 同日の翌日

○検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)(抄)(第五条関係) (ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修正後	修正前	現行
附則	附則	附則
第五条 〔略〕	第五条 〔略〕	〔新設〕
2 検察庁法第二十二条第二項の規定によ	2 検察庁法第二十二条第四項又は第七項	
り検事に任命された者(第三条第一項に規	の規定により検事に任命された者(第三条)	
定する準則(次項において単に「準則」と	第一項に規定する準則(次項において単に	
いう。)で定める者を除く。)には、当分の	「準則」という。)で定める者を除く。)に	
間、当該任命の日(以下この項において「任	は、当分の間、当該任命の日(以下この項	
命日」という。)以後、前項の規定によりそ	において「任命日」という。)以後、前項の	
の者の受ける俸給月額のほか、任命日の前	規定によりその者の受ける俸給月額のほ	
日にその者が受けていた俸給月額に百分	か、任命日の前日にその者が受けていた俸	
の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円	給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該	
未満の端数を生じたときはこれを切り捨	額に、五十円未満の端数を生じたときはこ	
て、五十円以上百円未満の端数を生じたと	れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数	
きはこれを百円に切り上げるものとす	を生じたときはこれを百円に切り上げる	
る。)と任命日に同項の規定によりその者	ものとする。)と任命日に同項の規定によ	
の受ける俸給月額との差額に相当する額	りその者の受ける俸給月額との差額に相	
を俸給として支給する。	当する額を俸給として支給する。	
3 [略]	3 [略]	